



令和6年度  
厚木市省エネ家電買換え奨励金促進事業  
登録店舗様向けマニュアル

2024.05.28

2024.05.29

最終更新 2024.06.05



# 【目次】

<b>【事業目的・概要】</b>	P.2
事業概要	P.3
対象家電製品	P.6
<b>【準備】</b>	P.7
スケジュールについて	P.8
店舗登録の流れ	P.9
店舗登録の基本要件	P.10
店舗登録申請方法（電子申請）	P.11
店舗登録申請方法（郵送申請）	P.13
配送物について	P.14
<b>【対応方法】</b>	P.18
店頭オペレーション	P.19
申請者へお伝えいただきたいこと	P.23
返品があった場合・キャンペーン終了時	P.24
注意事項	P.25

<b>【参考資料】</b>	P.26
申請者向け手順	P.27
申請者必要書類	P.28
<b>【FAQ】</b>	P.31
対象家電	P.32
申請条件	P.33
対象経費	P.35
提出書類	P.36
その他の質問	P.37

## 事業目的・概要

---



## 【事業目的・概要】 事業目的

厚木市では脱炭素社会実現のため、2021年に温室効果ガス排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明。再生可能エネルギーの普及・促進やごみ減量化、森林の保全などに取り組んでいます。

今回の事業では、温暖化対策（温室効果ガス削減）を推進するため、省エネ家電の購入を支援する奨励金を交付します。また、本支援金事業を通じて、脱炭素ライフスタイルへの更なる行動変容にもつなげていくことを目的とします。



厚木市



## 【事業目的・概要】 事業概要

**キャンペーン名** 厚木市省エネ家電買換え奨励金

**事業主体** 厚木市（環境農政部 環境政策課）

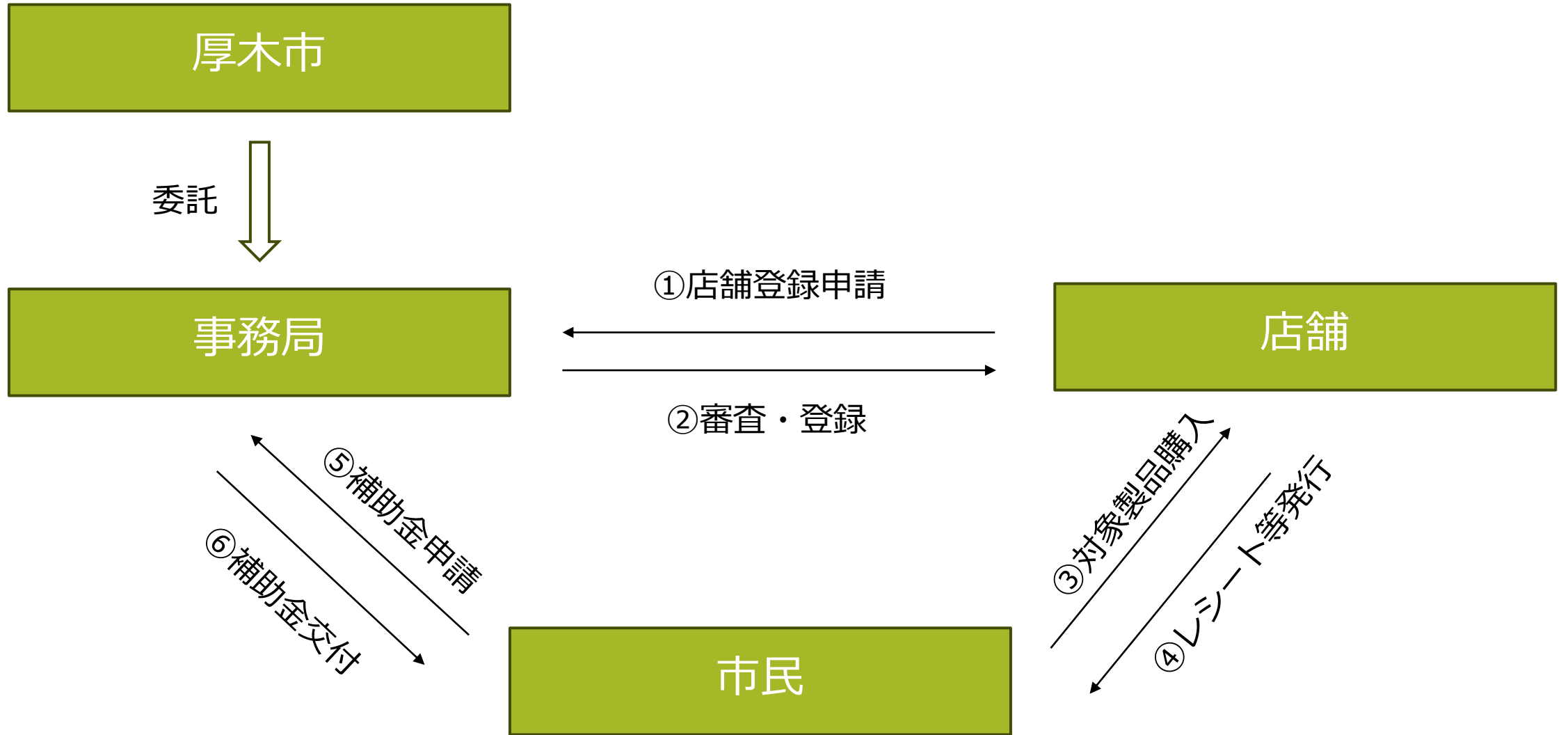
**キャンペーン内容** 期間中に登録店舗において対象製品に買い換えた市民に対し、購入・設置に掛かった費用の2分の1（最大5万円）を助成します。

**対象者** 厚木市内在住者

**事業期間** 【店舗登録開始日】 **2024年5月28日**から**2024年9月30日**  
【申請期間】 **2024年6月10日**から**2024年6年9月30日**  
※先着順、予算がなくなり次第終了

**交付額** 2,000万円（予定件数 400件）  
※奨励金予算が上限に達した場合、事業期間にかかわらず早期に終了する場合があります。  
※事業期間内に、購入、設置、申請をした方が対象です。

# 【事業目的・概要】 事業概要



# 【事業目的・概要】 対象家電製品

## 〈対象家電〉

- エアコン

省エネ基準達成率100%以上  
(目標年度2027年度)

ここを確認

ここを確認

- 冷蔵庫(定格内容量が450L以上)

省エネ基準達成率105%以上  
(目標年度2021年度)



※対象製品は、上記の要件に該当する製品のうち資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品です。  
 ※キャンペーンサイトの「対象製品一覧」でご覧いただけますので、購入前に必ずご確認ください。

エアコン、冷蔵庫のうち、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」(<http://seihinjyoho.go.jp/>)に掲載があるもので、統一省エネラベルが最新の目標年度に対して一定の基準を満たすものが対象です。なお冷凍庫は対象外とします。

準備





## 【準備】 スケジュールについて

2024年5月24日(金)：厚木市省エネ家電買換え奨励金特設サイト開設

2024年5月28日(火)：家電販売店説明会開催（オンラインZOOM）

※説明会の申込方法は5月24日開設の特設サイトに掲載いたします。

登録店舗申請開始

登録店舗向けコールセンター設置

2024年5月29日(水)：登録店舗決定後、順次販促物、申請チケット等をお送りします。

**2024年5月28日(火)～31日(金)：店舗登録集中期間**

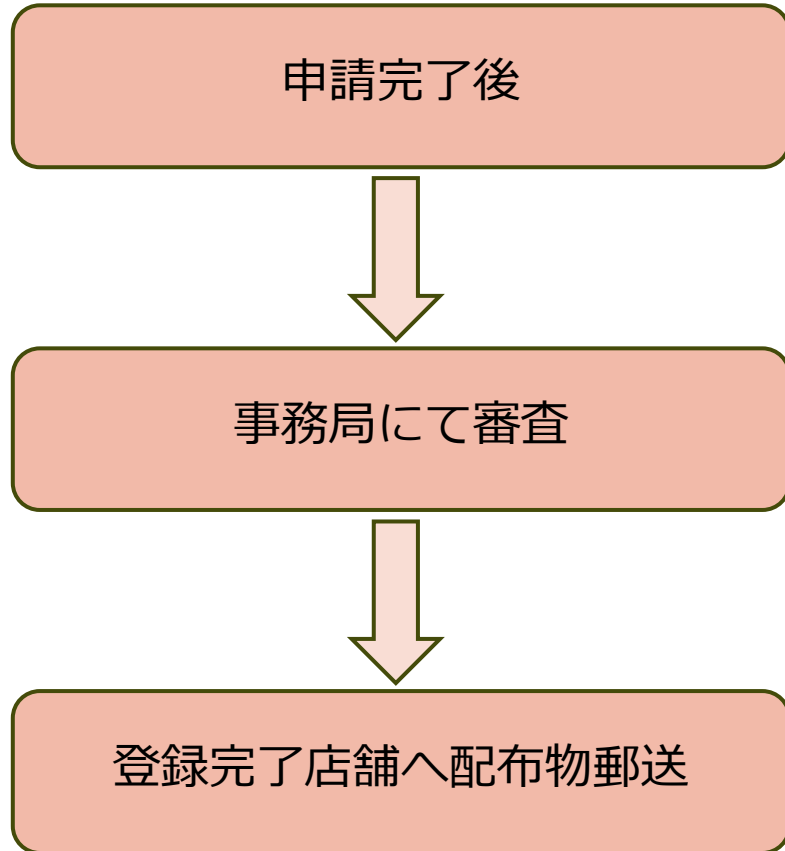
この期間にweb申請フォームで店舗登録していただくと申請開始前の**6月5日(水)**までに配布物を発送します。

2024年9月30日(月)まで店舗登録は可能です。ただし奨励金予算が上限に達した場合、事業期間にかかわらず早期に終了する場合があります。

2024年6月10日(月)：市民の申請開始

(同日以降の対象家電製品購入、設置が対象となります。)

## 【準備】 店舗登録の流れ



店舗登録用の申請フォームから手続きをお願いします。

審査に通った店舗へは登録完了通知をEメールにてお送りいたします。その際**店舗管理番号**を付与します。  
※店舗管理番号は後日使用します。（詳細は21ページ）



その後申請チケット、販促物等をご郵送いたします。（到着まで1週間程度を予定していますが、混雑時はさらにお時間を頂戴する可能性があります。）  
不備や不明点があった際はお電話・Eメールにてご連絡いたします。

**配布物到着後**キャンペーン開始の2024年6月10日（月）に合わせて、次ページ記載のキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力をお願いします。

**参加店舗は、審査登録制です。申請内容に不備・虚偽がないと確認できるまで、参加登録できませんのでご注意ください。事業期間内であっても店舗登録（申請）前に販売したものは、キャンペーンの対象外です。**

# 【準備】 店舗登録の基本要件

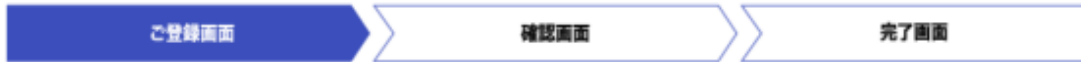
## 〈基本要件〉

- 厚木市に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。（EC店舗等は対象外）
- 対象製品に統一省エネラベル、奨励金対象製品ラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をすること。
- キャンペーンの実施に必要な手続きをマニュアルに従い適切に行うこと。  
（奨励金についての案内、申請チケットのお渡し、対象商品の明示等）
- キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに事務局に報告すること。
- キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（家電リサイクル法、電気工事業法等）を遵守すること。

# 【準備】 店舗登録申請方法（電子申請）①

## 厚木市省エネ家電買換え奨励金 《店舗登録フォーム》

①



**★必ずお読みください★**

※申請操作中のデータの一時保存機能はございません。  
また、申請後は申請内容（提出書類を含む）はオンライン上で変更はできませんので、ご注意ください。

○ご登録内容を確認するための自動返信メールや事務局からの連絡メールを受信できる必要があります。  
@his-world.com及び@jimukyoku-public.jpの2つのドメインからのメールを受信できるよう設定をお願いします。

### 店舗情報

**必須** 店舗名（支店名、事業所名等も入力ください）

〇〇デンキ 厚木支店

フリガナ（全角カタカナ・スペースなし）

〇〇デンキアツギシテン

**必須** 店舗住所

数字やハイフンは半角で入力ください。

郵便番号： 243 - 0000

住所： 神奈川県厚木市〇〇2-12 例：神奈川県厚木市〇〇1-11

②

**必須** 店舗電話番号（半角数字）

046 - 0000 - 0000

**必須** 厚木市内に店舗があることを証する画像

HPの店舗一覧や青色申告・現在事項全部証明書・開業届など

選択されていません  
(10MBまで)

**必須** 申請チケットの希望枚数

申請チケットの希望枚数をお選びください。  
申請チケットの枚数に限りがございますので必要想定数でご希望ください。  
事務局で配布枚数の調整をさせていただくことがあります。

- 10枚
- 20枚
- 30枚
- 40枚

# 【準備】 店舗登録申請方法（電子申請）②

**担当者情報**

**必須** 担当者名 ③

姓： 名：

フリガナ（全角カタカナ）  
 セイ： メイ：

**必須** 担当者電話番号（半角数字）

昼間に連絡が取れる電話番号を入力してください。

-  -

**必須** 担当者メールアドレス

確実に連絡が取れるメールアドレスを入力してください。

▼確認のためもう一度ご入力ください。

※こちらに入力いただいたメールアドレスに、ご登録内容の自動返信メールが送信されます。  
 入力に誤りがないよう注意してください。

※「～@docomo.ne.jp」「～@softbank.ne.jp」など、携帯電話キャリアが提供するメールアドレスは、メールが届かない場合がございますのでご登録をお控えください。

- ・店舗名は支店名、事務所名等も入力ください。
- ・項目は全て入力をしないとエラーとなります。
- ・半角全角の指定にご注意ください。
- ・厚木市内に店舗があることを証する画像はHPの店舗一覧ページのキャプチャーなどをお送りください。

【確認・同意事項】

下記の内容をご確認のうえ、チェックしてください

< 誓約事項・同意事項について >

- ・「厚木市省エネ家電買換え奨励金」登録店舗として、上記の通り申請します。
- ・厚木市内に店舗、事業所等の所在地があることに間違いありません。
- ・エアコン、冷蔵庫に最新の統一省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をします。
- ・キャンペーンに必要な手続き（奨励金についての案内、申請チケットのお渡し、対象商品の特売等）をマニュアルに従い適切に行います。

上記「個人情報の取り扱いについて」の内容に同意します。

**確認画面へ→**

確認画面へ→を押すとエラー項目などが確認できます。  
その後送信が可能です。

デザインイメージ  
 ※変更になる可能性があります。

※申請フォームは1メールアドレスあたり1回のみ登録可能です。複数店舗を登録する場合は店舗数分のメールアドレスが必要です。

# 【準備】 店舗登録申請方法（郵送申請）

(店舗申請用)

厚木市省エネ家電買換え奨励金事務局宛

## 厚木市省エネ家電買換え奨励金交付申請書

記入日 令和6年〇月〇日

### ◆【店舗情報】

店舗名カナ	アツギデンキ アツギデン	
店舗名	厚木電気 厚木店	
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 厚木市 〇〇〇-〇〇	
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

### ◆【店舗担当者情報】

担当者カナ	アツギ タロウ	連絡先メールアドレス	atsugi@〇〇〇.〇〇〇
担当者名	厚木 太郎		

### ◆【必要書類】以下の書類を同封してください。

厚木市内に店舗があることを証する画像や書類のコピー  
(HPの店舗一覧や青色申告、現在事項全部証明書、開業届など)

### ◆【申請チケット】希望枚数をお選びください。

10枚 20枚 30枚 40枚  
※申請チケットの枚数に限りがございますので必要定数でご希望ください。  
※事務局で配布枚数の調整をさせていただくことがあります。

### ◆【誓約事項・同意事項】(下記をご確認いただき、同意いただける場合はチェック欄をして下さい。)

- 「厚木市省エネ家電買換え奨励金」登録店舗として、上記の通り申請します。
- 厚木市内の実店舗であることに関連ありません。
- エアコン、冷蔵庫に最新の統一省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をします。
- キャンペーンに必要な手続き(奨励金についての案内、申請チケットのお渡し、対象商品の明示等)をマニュアルに従い適切に行います。
- キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに事務局に報告します。
- キャンペーンの実施に関連する法令、条例等(家電リサイクル法、電気工事法等)を遵守します。
- 記入した情報が本事業の運営のために利用されること、また運営のため厚木市省エネ家電買換え奨励金事務局及びシステム事業者に情報が共有されることに同意します。
- 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(暴力団等)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していません。

担当者署名 厚木 太郎

郵送にて申請ご希望の方は左記のようにご記入ください。

宛先

〒330-0844  
埼玉県さいたま市大宮区下町1-51 木崎屋ビル7階  
厚木市省エネ家電買換え奨励金促進事業事務局

- ※書類の送料については店舗申請者負担となります。
- ※追跡可能な郵便方法でお送りください。
- ※申請書類の到着に関する問い合わせにはお答えできませんので、郵便追跡サービスを御利用ください。

署名を忘れずに！



# 【準備】 配布物について

項目	
①店舗向けマニュアル	特設サイトより必要に応じてプリントアウトしてお使いください。
②申請チケット	対象製品を購入された顧客へお渡しするチケットです。保管・取り扱いにご注意ください。
③B2ポスター（片面）	来店者に見える箇所に掲示ください。
④A4チラシ(両面)	申請チケットとご一緒にお渡しください。
⑤対象製品ラベル	対象家電製品に掲示ください。
⑥登録店舗ステッカー	来店者に見える箇所に掲示ください。
⑦郵送用申請書	郵送申請希望の方にお渡しください（オンライン申請ができない方用です。）

**厚木市民限定**

**省エネ家電に買換えて**  
カーボンニュートラルを目指そう！

**最大 5万円 補助**

省エネ家電 買換え 奨励金

古い家電製品から省エネ性能の高い家電製品へ買換えをする市民を対象に、奨励金を交付し、温室効果ガス削減を推進します。

**事業期間** 2024年6月10日月～2024年9月30日月

**補助額** 購入・設置にかかった費用の2分の1（上限5万円）

**対象家電**

- エアコン  
省エネ基準達成率100%以上  
（目標年度2027年度）
- 冷蔵庫（定格内容量が450L以上）  
省エネ基準達成率105%以上  
（目標年度2021年度）

**省エネ性能**  
3.0

お問い合わせ先  
厚木市省エネ家電買換え奨励金コールセンター  
TEL:050-1706-0419 受付日時:午前10:00～午後18:00（土日祝日を含む）  
詳しくは、厚木市省エネ家電買換え奨励金特設サイトをご覧ください。 <https://www.city.atsumi.lg.jp/energy/energy.html>

デザインイメージ  
※変更になる可能性がございます。

# 【準備】配布物について 申請チケット①

**申請チケット**

**事業期間**  
2024年6月10日(月)～2024年9月30日(月)

- 奨励金予算が上限に達した場合、事業期間にかかわらず早期に終了する場合があります。早めに申請をお願いします。
- 期間最終日(早期終了時には終了日)については、抽選による交付となる可能性がございます。
- 対象商品の設置完了後の申請となりますので、ご注意ください。

シールをはがして  
【申請コード】をご確認ください。

シール下に 6桁シリアルコード

**申請方法**

**オンライン申請**

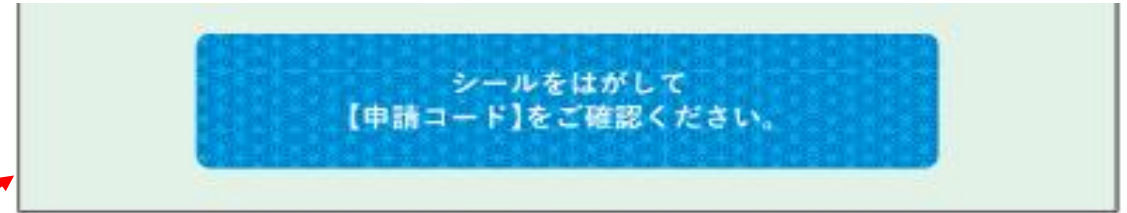
- ①表面のシールをはがして申請コードを確認
- ②右下の二次元コードから申請フォームにアクセス
- ③サイト内で申請コードを入力して申請

**郵送申請**

- ①郵送用の申請書類を特設サイトから入手
- ②申請チケットを同封し、事務局に郵送

**特設サイト**  
<https://jimukyoku.site/kanagawa/atsugi-shoenekaden/>

お問い合わせ先:「厚木市省エネ家電買換え奨励金」コールセンター  
050-1706-0419 受付時間:10:00～18:00(土日祝日を含む)



シール下に 6桁シリアルコード

チケットには一枚ずつ異なるシリアルコード(数字6桁)が印字されており、この情報がないと申請できない仕様となります。

シールがめくれているチケットのお渡しはできません。  
他店舗への譲渡も禁止となります。

※お渡し後すぐの奨励金申請はできません。  
購入された対象製品の設置完了後に申請可能となります。

【見本】



# 【準備】 配布物について 申請チケット②

申請チケット

001

**事業期間**  
2024年6月10日(月)～2024年9月30日(月)

- 奨励金予算が上限に達した場合、事業期間にかかわらず早期に終了する場合があります。早めに申請をお願いします。
- 期間最終日(早期終了時には終了日)については、抽選による交付となる可能性がございます。
- 対象商品の設置完了後の申請となりますので、ご注意ください。

シールをはがして  
【申請コード】をご確認ください。

シール下に6桁シリアルコード

申請方法

**オンライン申請**

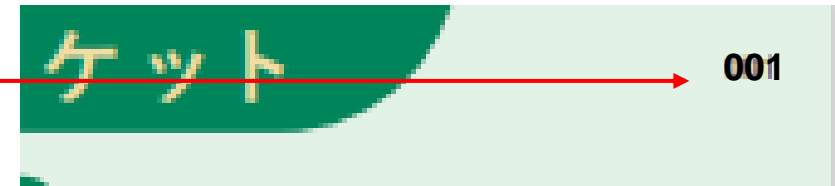
- ①表面のシールをはがして申請コードを確認
- ②右下の二次元コードから申請フォームにアクセス
- ③サイト内で申請コードを入力して申請

**郵送申請**

- ①郵送用の申請書類を特設サイトから入手
- ②申請チケットを同封し、事務局に郵送

**特設サイト**  
<https://jimukyoku.site/kanagawa/atsugi-shoenekaden/>

お問い合わせ先:「厚木市省エネ家電買換え奨励金」コールセンター  
050-1706-0419 受付時間:10:00～18:00(土日祝日を含む)



チケット右上には一枚ずつ異なる**受付番号(数字3桁)**が印字されており店舗の記録保管の際に必要となります。  
※詳細は20ページ

エアコン・冷蔵庫をそれぞれ1台ずつ購入された場合、申請チケットは**2枚**お渡しいただく必要があります。

※申請チケット等に不足が見込まれる場合は、追加配布いたしますので店舗向けコールセンター(050-1706-0419)までご連絡ください。

# 【準備】 配布物について 登録店舗ステッカー・対象製品ラベル

参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のポスター・登録店舗ステッカー・対象製品ラベルを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力をお願いします。



お客様に見える箇所に掲示ください。



対象家電製品に掲示ください。

# 対応方法

---



## 【対応方法】 店頭オペレーション①

購入対象期間中、自店において対象製品を購入する方へ  
以下の事項を実施してください。

### 対象製品のご案内、販売

奨励金対象製品に対象製品ラベルを貼り、正しく顧客へご案内してください。

※奨励金の交付申請は購入者本人が行いますが、購入者から求めがあった場合は、店舗において申請のサポートをお願いします。

※対象製品ではないものを本キャンペーン対象製品として販売した場合、補助が受けられない等の顧客への対応は販売店舗側にお問い合わせすることになります。



### 厚木市民（住民登録がある方）か確認

免許証やマイナンバーカード等をご提示いただき、記載された住所が厚木市内か確認してください。





## 【対応方法】 店頭オペレーション②

### 市内住居への設置か確認（現住所）

設置場所を確認できる書類（配送注文書など）に記入された住所が申請者本人の住所と同一か確認してください。

### 申請チケットのお渡し

対象製品を購入した厚木市民の方に、本キャンペーンの申請チケットをお渡しください。

3桁の受付番号・名前・住所・電話番号を控える等  
申請チケットを配付したことが確認できるようできるように  
店舗側で管理しておいてください。

※値引きやクーポン、ポイントの利用があった場合、

値引きやポイント等の使用後の支払額が補助対象経費となります。

※1世帯につきエアコン、冷蔵庫それぞれ1台までとなります。（2世帯の場合についてはFAQを確認ください）



# 【対応方法】 店頭オペレーション③

## 申請チケット配布枚数の報告

各店舗の担当者より**その日の申請チケット残数を翌日の正午までに下記フォームにて報告**をお願いします。  
 こちらを集計し申請状況の把握を事務局で行います。

期間：6月10日（月）～事業終了日まで  
 ご協力の程何卒宜しくお願い致します。

### 厚木市省エネ家電買替え奨励金促進事業

#### 《店舗日報登録フォーム》



◎ご登録内容の自動返信メールが送信されます。@his-world.comのドメインからメールが受け取ることができるように設定をお願いします。

**★必ずお読みください★**  
 ※申請操作中のデータの一時保存機能はございません。  
 また、申請後は申請内容（提出書類を含む）はオンライン上で変更はできませんので、ご注意ください。

**店舗情報**

**必須** 店舗名

厚木電気 厚木店

**必須** 店舗管理番号（半角数字）

事務局より通知した店舗管理番号をご入力ください。

〇〇〇

**担当者情報**

**必須** メールアドレス

atsugi.shoene@〇〇〇.com

▼確認のためもう一度ご入力ください。

atsugi.shoene@〇〇〇.com

※こちらに入力いただいたメールアドレスに、ご登録内容の自動返信メールが送信されます。  
 入力に誤りがないよう注意してください。



# 【対応方法】 店頭オペレーション③

## チケット残数

**必須** チケット残数 (半角数字)

確認日時点でのチケット残数をご入力ください。

〇〇 枚

**必須** 残数確認日

2024/06/10

### 【確認・同意事項】

下記の内容をご確認のうえ、チェックしてください

#### < 個人情報の取り扱いに関して >

#### 1. 個人情報の取得・利用について

・本登録の申請に係る個人情報は、「厚木市省エネ家電買換え奨励金」に係る審査・支給事務、申請者へのお知らせに利用し、それ以外の利用は致しません。

#### 2. 個人情報の管理について

・個人情報を常に正確かつ最新の状態で管理するとともに、以下の安全管理のための措置を講じます。  
・個人情報に関する不正アクセス、漏えい、滅失、き損等に対する必要な監督を行います。  
・個人情報の取り扱い状況等について定期的な監査を実施し、個人情報保護マネジメントシステム（個人情報保護に関する取り組み）の検証および必要に応じた安全措置の改善を行います。

#### 3. 申請者様からの問い合わせについて

・個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、「厚木市省エネ家電買換え奨励金コールセンター」へお申し出ください。

「厚木市省エネ家電買換え奨励金コールセンター」

電話番号：050-1706-0419

受付時間：10時～18時（土日祝日を含む）

上記「個人情報の取り扱いについて」の内容に同意します。

[確認画面へ→](#)

## お願い

申請チケットの配布がなく、チケットの残数が変わらない場合も報告をお願いいたします。

店舗日報  
登録フォームはこちら→





## 【対応方法】 申請者へお伝えいただきたいこと

- 本事業は先着400件・予算に達成次第終了となります。混雑により設置に時間がかかる場合は申請チケットを受け取っても対象とならない可能性があります。
- 返品の際、電子申請の方は申請チケットの返送が必要となりますので大切に保管していただく旨お伝えください。（郵送申請は原本送付が必要です。）
- 先着での受付となりますので、早めに申請手続きをしてください。web申請フォームでのご提出を促してください。
  - ※製品が設置されないと申請はできませんので、設置日等にご注意いただき、ご案内をお願いします。
  - ※郵送の場合は時間を要するためweb申請より不利になる可能性があります。



## 【対応方法】 返品があった場合・キャンペーン終了時

### 申請チケットを配付した対象製品の返品があった場合

返品が発生した場合は、当該店舗が速やかに事務局にご連絡ください。

(必要事項：申請チケットの受付番号、名前、住所、電話番号)

対象顧客には事務局にご連絡の上、申請チケットを事務局へ郵送いただくようお願いください。

既に奨励金の交付を受けている場合は、ご返金いただくこととなります。

その場合は振込手数料・書類返送料については申請者（返金者）負担となります。

※初期不良等での返品交換（同製品）はチケット返却と再申請は不要です。

※他製品への交換希望の場合は再度申請が必要となります。すでに入金を受けている方はその後の審査で問題が無ければ返金は不要です。



### 早期終了の場合

キャンペーンは予算の上限に達し次第、予定より早期に終了します。早期終了が見込まれる場合は、事前に事務局から登録店舗へメール等で連絡します。同時にキャンペーンサイト上でもお知らせします。

具体的な終了日についても追って、事務局から登録店舗へメール等で連絡します。

### キャンペーン終了時

申請チケットやチラシ等の販促資材は、お手数ですが店舗にて破棄してください。

キャンペーン最終日の翌日又は、早期終了の場合は終了日以降、購入者へ申請チケットを渡さないようご注意ください。

## 【対応方法】 注意事項

- 対象製品に統一省エネラベルを表示し、省エネ性能等について適切な案内を行ってください。
- 生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてのアドバイスを行ってください。
- キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに事務局に報告してください。
- 募集要領及び本マニュアルを熟読の上、内容について十分に理解したうえでキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- キャンペーンサイトやマニュアルには、FAQ（よくある質問）を掲載する予定ですので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。
- 購入の領収書またはレシートには購入した製品の内訳を記載してください。

### チケット紛失時

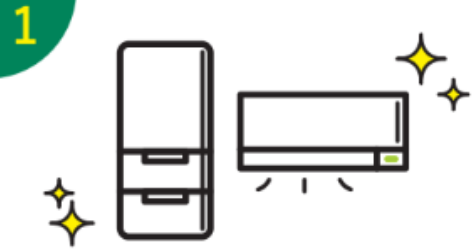
WEBサイトやチラシには申請チケットの再発行は不可とありますが、再発行の対応を求められた場合は下記の流れでご連絡をお願いします。

①申請者が購入店に連絡→②購入店から事務局に連絡（3桁の受付番号・名前・住所・電話番号を報告）→③旧申請チケットシリアルコードの効力停止→④店舗にて新しい申請チケットをお渡し

## 參考資料

---

## 【参考資料】 申請者向け手順



1  
市内の登録店舗で  
対象製品を購入



2  
購入した登録店舗から  
申請チケットを受け取る



3  
対象機器の  
設置完了



4  
チケットから申請フォームに  
アクセスし申請を行う

※電子申請が困難な場合、郵送による申請も可能です。その場合は、各書類のコピーを取り申請してください。

- 本事業は、予算の上限に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。
- 申請チケットをお持ちの場合でも申請先着順での交付となります。お早めに申請をお願いします。
- 製品が納入されないと申請できませんので、必ず購入時に納入予定日をご確認ください。
- 申請チケットは奨励金の交付を約束するものではありません。
- 申請チケットを紛失した場合は再発行できません。
- 虚偽の申請をした場合、法律により罰せられる場合があります。
- 期間最終日(早期終了の場合は終了日)の申請については、抽選による交付となる可能性があります。

## 【参考資料】 申請者必要書類

厚木市省エネ家電買換え奨励金申請書

電子申請はHPより申請・郵送の場合は書類に記入してください。

厚木市省エネ家電買換え奨励金アンケート

電子申請はHPより申請・郵送の場合は書類に記入してください。

申請チケット原本

郵送申請のみ送付が必要となります。

本人確認書類の画像かコピー

- ・免許証(運転免許証・運転経歴証明書等)
- ・マイナンバーカード(表面のみ)
- ・住民基本台帳カード
- ・官公庁が発行した各種福祉手帳(障がい者手帳等)
- ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民票の写し

※氏名、現住所がわかること。有効期限があるものは期限内であること。

※住民票は2024年6月10日以降に発行したものが有効です。

## 【参考資料】 申請者必要書類

領収書又はレシート画像かコピー

以下の項目がはっきりわかること。

①領収日 ②領収金額 ③内訳(本体、工事費等) ④購入店名と購入店所在地 ⑤購入者氏名(申請者名) ⑥購入製品名又は型番

メーカー保証書画像かコピー

以下の項目がはっきりわかること。

①型番(型名、品番と表記される場合があります)  
※購入店舗から発行される保証書では申請できません。

設置場所が確認できる書類画像かコピー

・納品書 ・ 配送伝票 ・ 工事発注書

以下の項目がはっきりわかること。

①届け先(設置先) ②購入製品名又は型番 ③氏名(申請者名) ④購入店名

家電リサイクル券(排出者控え)の  
画像かコピー

以下の項目がはっきりわかること。

①お問合せ管理票番号 ②リサイクル品目 ③排出者名(申請者名)

※本事業においては、個人でリサイクル処分を行った場合は補助対象外です。必ず購入店舗を通してリサイクル処分を行う必要があります。

振込口座がわかる書類画像かコピー

・通帳(表紙及び見開きの1,2ページ) ・ キャッシュカード

・ WEB通帳(口座)のスクリーンショット等

以下の項目がはっきりわかること。

①銀行名 ②支店名又は支店コード ③口座種別(普通・当座)

④口座名義人(カナ名も必要) ⑤口座番号

※必ず申請者本人の名義の口座が必要です。

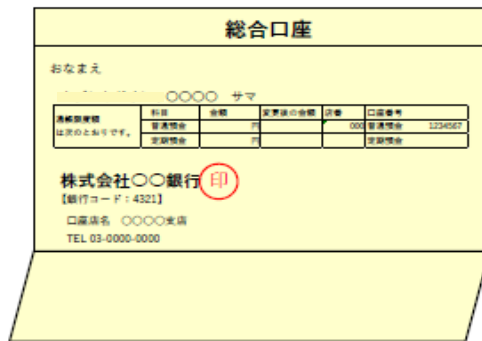
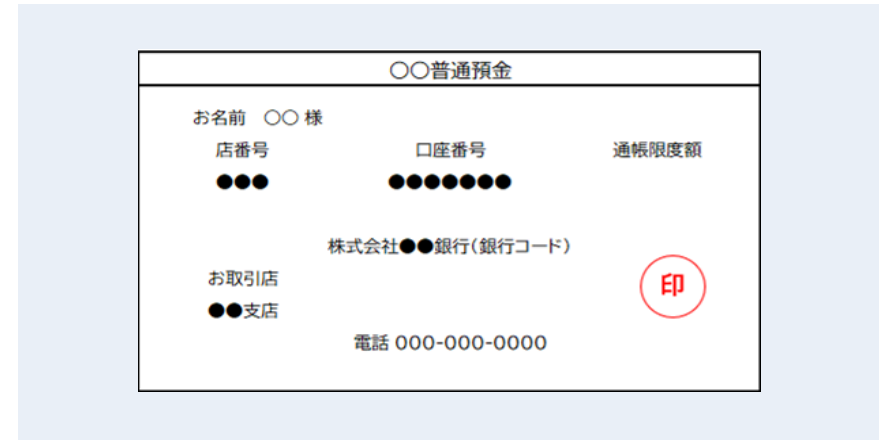
# 【参考資料】 申請者必要書類

## ※注意 銀行口座について

■ 預金通帳の表紙及び見開きの1,2ページをお送りください。

■ インターネットバンキングの場合  
申請書の口座情報との照合ができる画面等のデータをお送りください。

## ※通帳の写し通帳の写し添付例



# FAQ

---





## 【FAQ】 ①

### 【対象家電】

- ・対象となる電気冷蔵庫を教えてください。  
→定格内容積が450L以上のもので「省エネ型製品情報サイト」掲載の省エネ基準達成率105%以上（目標年度2021年度）の製品が対象となります。
- ・対象となるエアコンを教えてください。  
→「省エネ型製品情報サイト」掲載の省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度）の製品が対象となります。
- ・目標年度2010年度の省エネ基準達成率が100%以上のエアコンに買い換える場合、補助の対象となりますか。  
→対象となりません。エアコンの対象となる省エネ基準達成率100%の目標年度は2027年度です。
- ・省エネ型製品情報サイトのリストに掲載されていない製品は対象になりますか。  
→省エネ型製品情報サイトのリストに掲載されていない製品は、省エネ基準達成率が105%以上（エアコンは100%以上）であったとしても対象となりません。
- ・リユース品は対象になりますか。  
→対象となりません。新品(未使用)である必要があります。
- ・リース品は対象になりますか。  
→対象となりません。リースなど補助申請者に所有権がないものは対象外となります。

## 【FAQ】 ②

### 【申請条件】

- ・ 事業開始前に購入した製品は補助の対象になりますか。  
→対象になりません。令和6年6月10日から令和6年9月30日の間に買い換えたものが対象です。
- ・ 令和6年6月10日より前に買換え前の機器を廃棄し、令和6年6月10日以降に対象機器を購入した場合は、補助の対象となりますか。  
→対象となりません。購入日と同じく令和6年6月10日から令和6年9月30日の間に買換え前の機器をリサイクル処分したものが対象です。（補助金の申請には、家電リサイクル券排出者の控えを提出する必要があります。）
- ・ エアコン、冷蔵庫のどちらか1種類しか申請できませんか。  
→1世帯当たりエアコン1台、冷蔵庫1台まで申請可能です。
- ・ エアコン、冷蔵庫を別々に申請することは可能ですか。  
→可能です。
- ・ 既存のエアコン、冷蔵庫は譲渡できますか。  
→譲渡する場合、補助の対象となりません。既存の製品については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく処分が必要となります。なお、補助金申請時に家電リサイクル券の控えが必要となりますので、ご注意ください。
- ・ 購入する店舗の指定がありますか。  
→厚木市内に所在する登録された店舗で購入する必要があります。レシートや領収書に記載される店舗の所在が厚木市内であることが条件となります。

- ・インターネット（ECサイト）で購入した家電は対象になりますか。  
→対象となりません。
- ・申請者と購入者が異なる場合、申請できますか。  
→申請できません。購入者の方が申請してください。
- ・事業所兼居宅であり、法人名義で家電を購入した場合、補助の対象となりますか。  
→補助の対象となりません。個人を対象とした補助事業となります。
- ・個人で購入し、事業所に設置した場合対象になりますか。  
→事業目的での購入は、補助の対象となりません。
- ・二世帯住宅の場合、それぞれ申請は可能ですか。  
→住民票（世帯全員）の写しに記載されている方を世帯構成員とみなします。  
同じ住所に居住されている場合でも別世帯であればそれぞれの世帯で申請が可能です。
- ・新たに対象機器を購入（追加）する場合補助の対象になりますか。  
→対象となりません。リサイクル処分を伴う買換えを対象としています。  
(補助金の申請には、家電リサイクル券排出者の控えを提出する必要があります。)
- ・市外に住んでおり、厚木市への転入を予定していますが、補助対象となりますか。  
→厚木市に転入後、対象期間内に買換えた場合は対象になります。
- ・対象製品の購入者と家電リサイクルの排出者が異なる場合、申請できますか。  
→原則同一である必要があります。ただし、住民票（世帯全員）の写しで同一世帯が確認できれば申請可能です。
- ・自宅にある冷蔵庫（エアコン）を家電リサイクル法に基づき、自分でリサイクル業者に持ち込む等の処分をした場合、補助の対象になりますか。  
→御自身で家電を処分した場合、補助対象外となります。購入した店舗でリサイクル処分する必要があります。
- ・期間内に購入しましたが、納品が令和6年10月1日以降の場合申請できますか。  
→設置、納品が令和6年9月30日までのものに限りです。



## 【FAQ】③

### 【対象経費】

- ・ 設置工事にかかった費用は補助対象経費となりますか。  
→ 補助対象経費は、本体価格及び設置工事費の合計額（税抜）の2分の1（上限5万円）です。  
なお、設置以外の工事費用は対象外となります。（配線工事など）
- ・ 販売店で値引きがあった場合、補助対象経費はどのような扱いになりますか。  
→ 補助対象経費は、値引き後の支払額が対象となります。
- ・ 販売店独自のポイントを使用した場合、補助対象経費はどのような扱いになりますか。  
→ 値引きやクーポン、ポイントの利用があった場合、値引きやポイント等の使用後の支払額が補助対象経費となります。
- ・ 購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。  
→ 付与されるポイントは、購入費用から減額しません。  
支払金額に応じて付与されるポイントやクレジット会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。
- ・ クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、補助の対象となりますか。  
→ 対象となります。  
ただし、レシート又は領収書が必要となりますので、購入の際に販売店舗に領収書の発行についてお尋ねください。
- ・ 金券（商品券）を使用して支払った場合、補助対象経費はどのような扱いになりますか。  
→ 金券（商品券）を使用して支払われた額は、補助対象経費に含みます。  
**※割引券やポイントは値引き額として取り扱いますのでご注意ください。**

## 【FAQ】④

### 【提出書類】

- ・領収書（レシート）には金額のほかどのような情報が記載されている必要がありますか。  
→厚木市内に所在する店舗で、対象家電製品を購入したことが証明できる必要があります。  
購入者氏名、購入日、購入店舗名、購入した製品型番、支払金額とその内訳が記載されているものが有効となります。  
（様式は問いません。）
- ・領収書又はレシートの内訳は、なにが記載されていけば良いでしょうか。  
→内訳は、①対象製品の名称及び費用、②取付工事に係る費用、③奨励金対象外経費が読み取れる必要があります。  
①と②が合算されて表示されている場合も可とします。また、レジスターからの出力により①、②、③の内容を網羅することができない場合、エクセル等で内訳を作成することも可とします。（販売店でご用意ください。）
- ・メーカーが発行する保証書の写しの代わりに販売店の保証書の写しを提出することは可能ですか。  
→不可となります。メーカー発行の保証書がない場合、補助の対象外です。
- ・補助金の振込先について、申請者以外の口座を指定できますか。  
→指定できません。申請者本人名義の口座に限定しています。
- ・通帳の写しは表紙のコピーでよいでしょうか。  
→補助金の振込先口座が必要となるため、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人、名義人のフリガナが確認できるページ画像又はコピーをお願いします。
- ・補助金の申請額が予算を超えた場合はどうなりますか。  
→予算額に達した時点で、期間内であっても受付終了となります。

## 【FAQ】⑤

### 【その他質問】

- ・購入者から申請チケットの紛失の申し出があった場合、渡しても良いですか？  
→不正防止の観点から、再交付はいかなる場合もできません。お客様へはお買い上げ時、申請チケットの再交付はできず申請を終えるまで大切に保管いただく旨、ご案内をお願いします。 ※購入時のレシートがあっても再交付は不可。
- ・店舗登録申請時、申請チケットの希望枚数が上限40枚となっておりますが、不足が見込まれるため40枚より多めに送付していただくことは可能ですか？  
→数量のご相談がございましたらコールセンターへご連絡ください。希望枚数を参考にお伺いしたうえで、申請チケットの在庫数と各登録店舗からの希望数をもとに調整し多めに発送させていただく予定です。但し明確な数量については調整により変動する可能性があるため、問合せいただいた時点で回答できかねます。到着枚数にてご確認くださいませようお願いいたします。
- ・申請チケットが不足した場合はどうすればよいですか？  
→追加発送いたしますので、コールセンターへご連絡ください。発送まで1週間程度を要します。残数が少なくなりましたら余裕をもってご連絡ください。
- ・2029年度目標の省エネ基準達成率100%以上（目標年度2029年度）のマルチタイプエアコンは対象ですか。  
→対象となります。ただし「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない為、製品カタログ等から根拠となる画像をお送りください。
- ・店舗内における告知に関して店舗独自のPOPの作成は問題ないでしょうか？  
→問題ございません。但し独自に作成したものに對し当事務局で責任を負いかねますので、告知内容に相違がないようご留意ください。



## 【お問い合わせ先】

厚木市省エネ家電買換え奨励金促進事業事務局コールセンター

**050-1706-0419**

令和6年5月28日(火)～ 09月30日(月)

受付時間：10:00～18:00（土日祝含む）

〒330-0844 埼玉県さいたま市大宮区下町1-51 木崎屋ビル7階